



日常に潜む消費生活トラブル

お問い合わせ
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

今月の相談

パソコンの操作方法を調べるためにネット上で専門家に相談できる有料サイトにトライアル登録し、クレジットカードを決済手段として入力した。代金は500円だった。回答をもらい、操作方法の疑問については解決したが、それ以降、毎月約5000円がクレジットカードから引き落とされていることに数カ月後に気づいた。一定期間内に解約手続きをしないと自動更新になるとは知らなかった。



サブスク契約のトラブル

○サブスクリプション（以下「サブスク」とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。

○サブスクは、トライアル（お試し）を申し込む際にクレジットカードの登録が必要で、業者が定める期間内に解約しなければ自動的に定額サービスに移行し、支払いが続きます。申し込む前にホームページなどで利用規約や解約方法をよく確認しましょう。

○利用していないサブスクの請求にすぐ気付けるように、クレジットカードなどの明細は毎月確認しましょう。

困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ
日時…5月10日（水）午前10時～正午
場所…市役所本庁 南棟 2階多目的室②
相談時間…1人30分 定員…4名
※相談無料。事前申し込み順です。

おとなの一步

6歳頃になると、下の前歯がグラグラし始めます。小さな変化でも気になってしかたがないものです。舌先や指でグラグラする歯に触れたいくなります。グラグラすることで「痛い」と言い訳をしてはその歯をみがこうとしないこともあります。抜ける時期が近づいてくると血がにじんできたりして少し不安になる子もいますが、抜けてしまえば自慢したくなります。それをみたお友だちはうらやましくなるわけです。抜けると隙間ができるので舌が自然とそこへ向かいまた舌遊びをしてしまいます。また歯がないとうまく噛み切れない状態がしばらく続くので、食べる工夫をしなければなりません。永久歯が少し顔を出すとその時はしゃがみますが歯みがきはうまくできません。しかも一番奥には6歳臼歯（永久歯）

が生えていることに気づかない場合も多いのです。おとなの一步は複雑です。しかもこの生え変わりは約6年間続きます。生えたばかりの永久歯はとてもむし歯になりやすいので乳歯はできるだけむし歯にしないことと、むし歯になったら治療し生活習慣を見直すことが大切なのです。お子さんのかかりつけ歯科医はありますか？

お問い合わせ
こども未来課 ☎ 0986-76-1734

毎日の習慣！
健康
コラム
185号



問 市民環境課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 （はじめに音声ガイドが対応します）

国民年金保険料について

国民年金の保険料は物価と賃金の変動により改定されます。令和5年度の保険料は月額16,520円となりました。

さてこの保険料ですが、これまでは現金・口座振替・クレジットカード・ペイジーなどで納付できましたが、これらに加えて新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

通常のキャッシュレス決済と同様に決済アプリを起動し、納付書のバーコードを読み取った後、決済内容を確認してパスワードを入力するだけで支払いが完了します。

auPAY・d払い・Pay B・PayPay・楽天ペイといった決済アプリが利用できますので、ぜひご利用ください。

鹿屋年金事務所による出張年金相談

5月10日（水）時間：午前9時30分～午後3時30分 場所：大隅支所 別館2階大会議室

相談は無料ですが予約が必要です。（予約先：大隅支所 市民係 ☎099-482-5923）定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。

知ってほしい 税のこと 税チャンネル

税の減免とは税の一部または全額が免除されること。税金の種類によって減免対象になる方は異なりますので左記をご確認ください。

◎軽自動車税（種別割）の減免対象

障害者手帳などをお持ちの方、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う法人、身体障害者専用車両をお持ちの方で一定の要件を満たす方など。
※障がい等の等級によっては減免を受けられないことがあります。

◎固定資産税の減免対象
生活保護を受けている方の所有する固定資産税・公益のため使用されている固定資産税。

◎減免の申請は納期限までに
軽自動車税（種別割）・固定資産税の減免申請をされる場合は、納期限までに申請をしてください。納期限を過ぎると減免できなくなりますので、ご注意ください。

＼ちょっとお知らせ／
軽自動車税（種別割）の納税証明書について
車検のある軽自動車で、軽自動車税（種別割）の納税証明書（継続検査用）の有効期限欄に「＊」印が印字されている方は、前年度以前に未納分があるため、そのままでは車検が受けられません。未納分を納めていただくようお願いいたします。

市税に関する減免について
税務課 ☎ 0986-76-8804